

令和3年9月  
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和3年9月10日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	認 第 8号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	生活環境付託  生活環境付託 (一 括) 生活環境付託  生活環境付託
第 4	議案第53号	令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 5	議案第54号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	
第 6	議案第57号	令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	
第 7	議案第47号	監査委員の選任の同意について	即 決 (一 括)
第 8	議案第48号	公平委員会委員の選任の同意について	即 決
第 9	議案第49号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第10	議案第50号	大竹市認定こども園設置条例の制定について	生活環境付託 (一 括) 生活環境付託
第11	議案第51号	大竹市子育て支援センター条例の一部改正について	
第12	議案第52号	大竹市税条例等の一部改正について	生活環境付託
第13	議案第55号	令和3年度大竹市一般会計補正予算(第4号)	総務文教付託 (一 括) 生活環境付託
第14	議案第56号	令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)	
第15	議案第58号	大竹市議会会議規則の一部改正について	即 決 (一 括)
第16	議案第59号	大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について	即 決
第17	令和3年請願第3号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願	総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問

- 日程第 3 認 第 8号から日程第 6 議案第57号 (説明・付託)
- 日程第 7 議案第47号から日程第 9 議案第49号 (説明・表決)
- 日程第10 議案第50号から日程第11 議案第51号 (説明・質疑・付託)
- 日程第12 議案第52号 (説明・付託)
- 日程第13 議案第55号から日程第14 議案第56号 (説明・付託)
- 日程第15 議案第58号から日程第16 議案第59号 (説明・表決)
- 日程第17 令和3年請願第3号 (付託)

○出席議員 (16人)

1 番	賀 屋 幸 治	2 番	藤 川 和 弘
3 番	原 田 孝 徳	4 番	小 中 真樹雄
5 番	中 川 智 之	6 番	小田上 尚 典
7 番	北 地 範 久	8 番	西 村 一 啓
9 番	和 田 芳 弘	10 番	網 谷 芳 孝
11 番	児 玉 朋 也	12 番	山 崎 年 一
13 番	日 域 究	14 番	細 川 雅 子
15 番	寺 岡 公 章	16 番	山 本 孝 三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副 市	長	太 田 勲 男
教 育	長	小 西 啓 二
総 務 部	長	中 村 一 誠
市 民 生 活 部	長	三 原 尚 美
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊 原 学
建 設 部	長	山 本 茂 広
上 下 水 道 局	長	古 賀 正 則
消 防	長	佐 伯 和 規
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿 本 剛
危 機 管 理 課	長	田 中 宏 幸
企 画 財 政 課	長	三 井 佳 和
保 健 医 療 課	長	松 重 幸 恵
監 理 課	長	小 田 健 治
都 市 計 画 課	長	山 田 浩 史
監 査 委 員		薬師寺 基 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	三 上 健
議 事 係 長	加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において15番、寺岡公章議員、16番、山本孝三議員を指名いたします。

日程第2、一般質問に入る前に、発言の申し出がありましたので、これを許可します。  
市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） おはようございます。発言の許可をいただきありがとうございます。

昨日、日域議員への、地番図に地番を記載する手順についての私の答弁におきまして、地番図を公図と言い間違えておりましたので、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

改めて間違った部分を答弁させていただきます。

市が所在不明な土地の地番を地番図に記載する手順については、土地の場所が法務局の公図で確認できない以上、客観性のある資料、例えば登記簿等により調査を実施し、場所が疎明できましたら、地番図に地番を記載して課税しています。

以上でございます。

間違った答弁をいたしましたこと、また、お手間を取らせましたこと、まことに申し訳ございませんでした。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（賀屋幸治） 日程第2、一般質問を行います。

9月9日の一般質問を続行いたします。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） それでは、市長の手元に、今回私は3項目にわたる質問を準備をいたしまして、通告をさせていただいておりますので、順次、私なりの質問をさせていただきますので、御答弁のほうよろしくお願いをいたします。

最初に、新型コロナウイルスの感染防止対策についてでございますが、この新型コロナウイルスの感染状況が、収まるどころか一層感染者を増やし、関係者の皆さんの御苦勞を重ねておるわけですが、大竹市が目標としております高齢者を初めとする感染予防のための接種など、どういう状況にあるのか、まず、現状について説明を聞かせてもらいたいと思うんです。

それから、感染予防のために、確かにこれまで予定をされておりました接種の状況については、広島県内でも大竹市は進んでおる市町として評価されているのではないかと思うんですけれども、問題なのは、この感染防止のために予定をしておる対象者に対して、予定どおりワクチンが供給されておるかどうかということが、大いに気になることなんです。

すね。このことに関しまして、状況なり見通しなり、あわせて聞かせていただきたいと思ひます。

同時に、PCR検査の実施について、どのような現状で、医療関係者を初め、今問題視されておる比較的若い層、特に若年層に感染が拡大をしておるという状況の下で、教育関係者は大いに苦勞をされておると思うんですけども、こうした機関へのPCR検査の実施が、今、特に求められると思うんですけども、市としてその辺の対応をどのようにお考えになっておるのか、あわせて聞かせていただきたいと思ひます。

それから2つ目の項目でございますが、市営住宅解体後の、更地になっております土地の利用です。皆さんも散見されると思うんですが、市内あちこちに、かつては平家建てで、簡素な生活が送られてきた市営住宅が解体をされて、跡地がそのままになっておると。一体この跡地というのはどう利用しようとしておるのか、その計画なり、ここはこのような予定だということで、市民共有の財産が生かされるような計画性をお持ちなのかどうか、まず、そのことからお聞きしたいので、計画があるのならあるように、ないのなら今からどうする、こうするという予定なり、聞かせていただきたいと思ひます。

それで、これまで具体的な箇所の問題についてお聞きしておきたいんですが、2号線沿いの、かつてあそこも一戸建ての木造平家建て市営住宅があったところなんですが、今は解体をされてそのままになっておると。かつてはあそこに、ごみやがらくたがたくさん置かれまして、市の玄関とも言うべき入り口が、非常に汚らしいという批判が高まって、撤去をしてもらうような事態がありまして、今はそういうことはないですが、しかし、あの土地が今、市のほうに、購入したいから譲渡してもらえないかという申し出が、随分前からあるようです。

御本人のお話を、私、あらかた聞かせてもらっておるんですが、どうもその単なる市営住宅の跡地というだけではなくて、あそこには公共下水道、あるいは上水道の施設が埋設されておって、一般的な市営住宅解体後の跡地とは異なる事情があると。その辺のことを整理しないと、譲渡するとか処分するとかと言っても、簡単に行かないんだということで、時間が経過して、じゃあ一体そのことに関してどういう手続を踏み、どういう措置を取ればあの土地が生かされる、譲渡を希望される人に利用してもらえるようなことになるのか。あるいは市として、譲渡はしないけれども、こういう活用の方法を考え、検討しているから、時間が要るんだということなら、そのように説明をしてもらいたいと思ひるので、このことも含めてよろしくお願ひをしたいと思います。

それから3番目の、戦前、御承知のように大竹市には潜水学校があったり、海兵団が活躍をした時期がございます。これらの、兵器といいますか、日本にとっては貴重な軍事に関わる財産ですから、敵の攻撃の目標にされても困るし、そのようなことがあっても防衛できるようにしたいということで、大竹市のこの大河原山の下から元町、小方にかけて横穴を掘って、そこに潜水艇や防衛すべき当時の軍に関わるもろもろの兵器を格納させたというふうに言われておるんですが、問題なのは、それがどこの箇所で、その横穴なるものがどのように安全な状況で処理をされたのか。

と申しますのは、ほとんどその上に今、新たな住宅が建てられて、そこに多くの人々が

生活を営んでおるとい現状です。ある人に聞きますと、どうもその道路を舗装してもらっても、すぐその道路が傷んで、すぐまたその路面を修理してもらわなければいけないような状況が続いておるんだと。何が原因なのか我々もわかりませんが、一回その辺のことも併せて、担当の建設部なり土木課なりに調査を依頼してほしいんですがという話も、私のところへ持ち込まれております。

そのことが1つはきっかけになって、今回この戦前掘られた横穴ごうの安全処理がどのようにされたのか、確認できる資料なりあれば、こうされたというふうに、この場で説明をお願いしたいと思うんです。

よくわかるようなわからんような、どうするんかという手当のことを考えざるを得ませんから、答弁のほう、よろしく願いをいたします。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 新型コロナウイルスの感染拡大の様子が変わってまいりました。山本議員から、こうした状況を危惧されての御質問をいただきました。ありがとうございます。

このウイルスに対抗するためには、今のところワクチン接種を早急に進めるしか手だてがございません。そのためにも、今私どもが持つ情報をしっかりと正しく伝えながら、可能な方には接種を受けていただくよう勧奨してまいりたいと考えております。

それでは、山本議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策は、国及び都道府県が中心的・主導的な役割を担っており、市は県の方針に沿って感染拡大防止などに取り組んでいるところでございます。県では7月31日から早期集中対策に取り組み、8月20日からはまん延防止等重点措置の適用により、重点措置区域を中心に拡大防止に取り組みましたが、全国的に感染の拡大に歯止めがかからず、これまでにない感染爆発と言える状況に陥っていることから、緊急事態宣言が発令され、8月27日から9月12日までの間、緊急事態措置を実施することが決定され、また、それが延長されることも決まったようでございます。

多いときには県内で1日当たりの新規感染者が300人を超える日もありました。最近では200人を下回ってまいりましたが、引き続き油断できない状況が続いています。現在、県で陽性が判明した方については、病院やホテルでの療養ができていますが、新規感染者の抑え込みがかなわないと、全ての方に対応することが困難になるおそれがございます。

また、感染力の強いデルタ株が広まっているので、家庭内で感染者が発生しますと、家族全員が感染する可能性があるため、ウイルスを家庭内に持ち込まないように行動する必要があります。引き続き外出の半減や20時以降の不要不急の外出は控える、同居家族以外との会食はしない、混んでいる場所や時間を避ける、買い物は少人数で回数を減らすなどの取り組みを徹底して、人と人との接触を削減することで感染を抑え込んでいくよう、一人一人が意識を持って行動しなければなりません。

市としましても、引き続き感染予防の周知・啓発に努めてまいります。

本市の新型コロナウイルスワクチンの接種状況でございますが、65歳以上の方の93%を超える方が、2回の接種が済んでいます。現在、64歳以下の方の接種を進めているところ

ですが、9月5日時点の接種率は、1回目が51.4%、2回目が25.3%となっており、全体では1回目が68.1%、2回目が51.6%でございます。

令和3年4月以降の感染状況については、8月31日現在、陽性が確認された件数が、大竹市で126件となっております。

年代別に見ますと、20代の感染が最も多く、28.6%の36件です。次に多いのは40代、50代で、合わせて29.4%の37件です。また、60代以上の感染は25件で、19.9%です。ただし、8月中に感染が判明した方について、60代以上の方はいませんでした。

65歳以上の接種率が93%を超えており、ワクチン接種の効果が出ているものと推察しています。

今後は若い年齢層の方への接種が進むよう、引き続き周知啓発に努めてまいります。

次に、2点目の市営住宅解体後の土地利用についてです。

市営平家住宅の解体及び土地利用については、第1期大竹市まちづくり基本計画や、大竹市営住宅等長寿命化計画に基づき、取り組んでいます。

平家住宅の管理戸数は、令和2年度末現在13団地で、185戸あります。この住宅の構造は木造で、戦後復興期から高度成長期にかけて建設されたもので、耐用年限が大幅に過ぎており、耐震基準も満たしていないため、入居者の方には早期に市営アパートなどに移転していただくようお願いしており、移転・退去した平家住宅は、順次計画的に解体を進めています。

平家住宅解体後の土地利用については、新たな市営住宅や公共施設としての利活用の計画のないものにつきましては、解体が完了した団地ごとに、公募などにより売却を進め、定住促進につながるよう利活用を図る方針です。

次に、3点目の戦前の横穴ごうの有無や戦後の処理についてでございます。

現在、本市には市民からの相談・情報提供により、玖波地区に1カ所、戦時中築造された地下ごうがあることを把握しています。現地は個人所有の山林内であり、陥没などの異常も認められず、危険な状況ではないと判断しています。

また、立戸3丁目の地下ごうにつきましては、平成9年の急傾斜地崩壊対策工事の際に発見され、地元住民からの聞き取りによれば、昭和18年頃に海軍によって、魚雷や非常食などを保存するために掘られたようです。

市では地元住民からの要望を踏まえ、平成10年度に国の補助事業を活用して対策工事を行いました。工事の内容は、総延長約168メートルの地下ごうに、約1,600立方メートルの発泡コンクリートを充填し、この地下ごうの上部にある住宅の崩落を防止したものでございます。この箇所については、その後何件か問い合わせはありましたが、大きな陥没などの被害はなく、その都度当時の工事内容を説明し、御理解をいただいております。

今後も、こうした地下ごうの情報提供がございましたら、状態を調査し、必要があれば適切に対応し、崩落などの危険がないよう処理をしていきたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（賀屋幸治） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで、この新型コロナウイルスの問題なんですが、私が一番ここで

気になっている事柄について率直に聞いてみるんですが、今日のこの中国新聞によりますと、大竹市で3人、感染者が確認されたということなんですが、この感染者として確認された方々は、国の方針では原則自宅療養と、こうなっておりますよね。自宅療養ということになると、確認された患者さんの症状について、誰が確認したり、その症状について必要とされる手当がされなければならないということで、その処置は、誰がどのように実施するんですか。

それで、家庭内に閉じ込めておけば、自然に回復できるという保証はないわけですから、逆に家庭に閉じ込めれば、感染の危険がある家族を含めて危険にさらされるということになるのは、これは私みたいな素人が考えても心配される場所なんですね。

しかし、国のほうは、感染者が確認されたら自宅療養だと、こういうことを決めて、外へは出るなど。外へは出さんが、誰もその本人に対する症状がどうなったか、必要な手当はどうするかということは知らんぷりと。こんな無責任なことが、現状がいまだに改善されておらんと。

大竹市の場合は、その辺のことはどうなるんですか。むしろ感染者を増やす温床になるんじゃないか。私はそういうふうに心配するんですが、その辺のことを担当課のほうで掌握されて、心配されんでも、このような処置が取られておるから大丈夫ですよということなら、そのように聞かせてもらいたいと思う。そうでなければいように、国に対してもこうあるべきではないかという市町からの声を上げるべきだと思うんですが、その辺のことを併せてお願いしたいと思います。

それからPCR検査について、先ほど申し上げましたように、この低年齢ですね。特に小学校・中学校低学年に感染が広がっておるということは、最近報道ではこの感染者数の拡大の状況が報道されるんですが、大竹市の場合どうですか、その辺の。特に私は、教育関係者にPCR検査を実施して、子供たちへの影響を最小限に食い止めると、こういうことが必要ではないかと素人ながら思うんですが、教育委員会としては、その辺の現状を踏まえたお考えなり、今後このような措置を取る予定だということがあれば聞かせてもらいたいと思うんですが、よろしくお願いします。

それで市営住宅の件ですが、これは具体的にはまだ計画がないわけやね。どうされるつもりです。いつまでもほっといたんじゃ、せっかく活用すべき土地や市民共有財産がもったいないと思うんですよね。

最近、私は新町3丁目に住まいしておりますが、比較的大竹駅に近いという利点もあつてか、とにかく空き地ができたらずぐ民間業者が土地を購入して、新しい一戸建てなり建築される、それがすぐ売れるというようなことで、とにかく新町2丁目、3丁目、それから南栄1丁目、2丁目を歩いてみてもらいたい。それは相当な数の新築住宅が建てられましたよ。都市計画課のほうでその戸数についても掌握はされておると思うんですが、それぐらい利便性の高い場所については、土地利用が可能だと。

ですからその可能なところをやっぱり市としても、せっかくの財産として持っているんですから、そういうことをこの時期に活用する方策を考えてみたらどうだろうかということでお尋ねしてるんで、もう一度そのところを踏まえた御答弁をお願いしたいと思いま

す。

それで次の横穴ごうの問題ですが、これは万全な措置を取られたということで、これ以上の詮索をしてもしょうがないと。当時の記録でもしっかりしたものがあれば別なんです、そうでもないようなので、このことについては一応、先ほどの市長答弁の内容について理解をさせていただいて、また新たな関係者からの苦情なり意見が耳に入れば、またその折に、こうだあだということ提起をさせてもらって、対応策をお願いしたいと思えます。

じゃあ、よろしく御答弁をお願いします。

○議長（賀屋幸治） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは私のほうからは、陽性者が原則自宅療養になっており、その対応はどうかという御質問があったので、そちらの件を答弁させていただきます。

広島県の状況ですけれども、現在、病院の入院病床使用率ですね、それが9月9日現在48.5%となっております。また、宿泊療養施設におきましては利用率が27.9%となっております、基本的に陽性と出た方は入院していただくか、宿泊施設、こちらに入らせていただくという状況です。

先ほど議員がおっしゃった原則自宅療養と申しますのは、東京・大阪あたりの、感染者が非常に多く入院ができない、入院病床が確保できない、あるいは宿泊療養施設が確保できないという地域において、そういう無症状あるいは軽症という方は、自宅をお願いしたいという国の方針であったと考えております。広島県におきましては、今はそういう状況ではございませんので、入院あるいは宿泊療養施設で、こちらで療養しておられるという状況となっております。

大竹市におきましても、保健所のほうに療養の状況を確認させていただいております。一応、原則そういう形で、入院あるいは療養施設のほうで療養していただいているということでございます。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは教育委員会のほうから、PCR検査というような御質問だったと思います。そのあたりについてお話のほうをさせていただきます。

9月1日より、子供たちは学校のほうへ元気な姿で今、通っております。しかし、山本議員の言われるとおり、非常に感染拡大等心配される中、学校としては、教育委員会としてはまず、大竹市のほうでその対応ということで、児童生徒に新型コロナウイルス感染症発生時の大竹市立小中学校における対応というものがございます。マニュアルがあるわけですが、それに従ってしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。基本的にはやはり、もう3密を防ぐであるとかというあたりが一番の大きなものにはなっております。

1つ、文部科学省のほうから、これは教職員に対応してでございますけれども、国より抗原簡易キットの配布というものの通知が来ております。これは教職員が使用するという



ことを基本的に想定をしているもので、子供ではございません。子供になりますと医療行為ということになりますので、教職員が研修等を行いながら、自身が簡易キットでPCR検査を行うというものでございます。

このキットは抗原定性検査を実施するものであり、その特性としまして、結果がその場でわかるというものでございます。教育委員会としてもそのあたりも活用しながら、すぐにはなかなか難しいです、当然教職員への研修等もでございます。そのあたりを進めながら、教職員の感染を防いでいくという、また、事前にそのあたりも把握していくという、そういう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 市営住宅の解体後の土地利用のことについてでございます。

市長のほうから答弁がありましたように、市営住宅として活用しないもの、公共施設として利活用の計画のないものにつきましては、公募等により売却する方針でございます。公共的な施設として利活用するのは、今のところないと思われまので、市営住宅としてももう建て替えも恐らく難しいと思われまので、公募などによって売却する予定でございます。

ただ、山本議員が御指摘されましたように、もう既に解体されたところを早く売却すればいいのではないかというお話だと思いますが、市営住宅の団地ごとに、住宅としての給水管とか排水管の設備が現在残っております。まだ住んでおられる方がいらっしゃれば、そこを寸断して取ることができませんので、その今おられる方が全部移転されましたら、その全体を売却する方法しか今はございません。御理解いただきたいと思えます。

○議長（賀屋幸治） 答弁漏れはございませんか。

鳴川の市営住宅の跡地が今どうなっているかというのが、最初にあったかと思うんですが。

監理課長。

○監理課長（小田健治） それでは私のほうから、鳴川の国道2号線沿いの市営住宅跡地の現状につきまして説明をさせていただきます。

こちらの土地につきましては、見た目は1つのように見えますけど、実際は、間に里道、水路が入っておりまして、2つの土地に分かれております。そちらのほうの1つの広島側の土地、先ほど議員のほうからお話がありました、後ろのほうに建物が建ってますよというような土地の関係でございますが、こちらのほうにつきましては、その土地を購入をしたいという申し出が、市のほうにございました。それで令和2年、昨年10月から公募に出させていただきます。公募をさせていただいたんですけど、結果として申し込みというのが、今、手が挙がってきませんでした。

現在、公募期間経過後という形で、随時募集という形でさせていただきます。あとはもう1つ、先ほど言いましたように、里道、水路を挟んで反対側の土地につきましては、今、大竹市のほうの未利用地の情報のほうに掲載させていただいております。こちらにつきましても、またその土地のほうを購入をしたいという話がございましたら、また一

般公募におきまして取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 山本議員。

○16番（山本孝三） くだいようですが、16歳から18歳の感染、学校で46%。15歳以下は自宅が最多と報道されとるんですよ。ですからこの若年層、年齢が若い方への感染経路というのが、今のように学校だとか自宅だとかいうことになりますと、今の国のその方針で、原則自宅待機だと、自宅療養だということが、もう私から言えば何をばかげたことをやるんかと言わざるを得んという思いになるんですが、そここのところを現場で監督し、感染防止のために日夜苦勞されている教育委員会を中心とした関係者の皆さんがどう対応したらいいか、また、そのことを県や国に対して要望すべきはこういうことなんで、こういう要望も上げたいということがあって、そういうことへの取り組みをされているんなら、そのことを含めてもう一度聞かせてもらいたいと思う。

それで今、広島西医療センターにこの集団接種の対応策としてテントが張られて、いつでも希望者なり、受け入れをするという体制が取られておるんですが、この集団接種という場合に、これは企業が対象になるのかなとこう思うんですが、これは例えば保育所の職員の皆さん、あるいは園児の皆さん、学校であればクラスごとに1年生の何組からとかいうことでお願いをしたり、申請すれば可能なんですか。どうなるんですか、これは。企業だけが対象で、こうした公共機関に働いておられる皆さん、あるいは保育所等で感染防止に日々御苦勞なさっておる保育士の皆さん、こういうところは対象にならんのか。どうなるんですかね。申請すればできるということになれば、活用されてもいいんじゃないかという思いもするんですが、そここのところはどうなるのか、お聞かせをお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それで市長にお聞きしておきたいことがあるんですが、これは国への要望を49項目採択、広島県市長会議というふうなことで、コロナワクチンの健康被害調査委員会の設置や、広島海づくり事業の継続など、県への要望21項目を決めて、広島市で予定する行政懇談会で県に伝えたと、こういう記事が報道されとるんですよ。

その中で、8月30日に開かれた県内全14市の市長が出席した地域公共交通の維持とか確保など、国への要望を49項目を全会一致で採択したと、こうあるんですが、この会議で具体的に、このワクチンの感染防止を初めとした市としての具体的な要望項目というのは、ほかに何かあるんですか。あればもう1つ紹介してもらいたいんですが。よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは教育委員会の取り組みということで、教育委員会の取り組みというのはあくまでも学校内で感染を防ぐと、広がりを防ぐというのが大きな私どもの仕事でございます。当然その際には、臨時休校という措置も取ります。必ずそのあたりについては広島県西部保健所、保健所と連携を取りながら、保健所の指示の下に動くというものでございます。

そういうことをまず御理解いただきたいと。自宅療養がどうかというあたりは、私ども

としてはなかなかお答えができないというか、そこまでの権限はないと考えております。子供たちの安全確保という意味で、保健所と連携を取って適切にそのあたり、迅速に取り組みを進めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 広島西医療センターで行っている集団接種についての御質問がありましたので、こちらをお答えいたします。

広島西医療センターで行っている集団接種の対象は、大竹市民となっております。企業が対象というのは職域接種ということで、企業のほうで実施されております。ですので、広島西医療センター、こちらでは一般の市民の方、こちらのほうを対象に実施しております。その中でも大竹市独自で優先接種対象者を決めておりまして、その中で保育士あるいは幼稚園教諭、教職員、警察官、そして、中学3年生、高校3年生を対象に実施しております。中学3年生、高校3年生におきましては、受験の時期に感染しますと影響があるということで、夏休み中に接種をしたという状況です。

これら先ほど申し上げました優先接種につきましては、8月中に1回目と2回目を終了しております。

以上でございます。

○議長（賀屋幸治） 市長。

○市長（入山欣郎） 広島県の市長会で国に要望する事項につきましては、まず、各市から担当部署で要望事項を集めまして、さらに副市長会議でそれを練りまして、最終的にトータルで各市から出た要望事項をまとめて、厳選した中で国に要望するという仕組みとなっております。幅広くいろんなところでの要望事項を全部まとめたものでございます。

例えば国民健康保険の連合会のシステムが変わる、この補助金については国のほうでちゃんと財源を持ってくれとか、そういう細かいことまで含めてトータルで近々の課題をもって、国に要望するものをまとめたものでございますので、格別これこれということは、大変数が多くございますので、ここで御披露申し上げるには少し時間がないかと。全部で百幾つございますので、そういうことで要望するものでございます。

○議長（賀屋幸治） 山本議員。

○16番（山本孝三） 最後になると思うんですが、例の玖波の国道2号線沿いの市営住宅解体後の跡地については、整理をした上で処分ができるということなのかどうか、そのところもう一度確認の御答弁をお願いしたいと思います。

いろいろ私なりの不勉強を踏まえた質問をさせていただきましたが、御答弁どうもありがとうございました。では最後、よろしく申し上げます。

○議長（賀屋幸治） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 国道2号線沿いの市営住宅跡地でございます。

問い合わせがあったものにつきましては、昨年度、公募しておりますので、希望者がございましたら御提供できる状況にはなっております。

以上です。

- 議長（賀屋幸治） それでは、以上で一般質問を終結いたします。  
議事の都合により、換気をするため、暫時休憩いたします。  
再開は11時10分を予定いたしております。

~~~~~○~~~~~

10時55分 休憩

11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（賀屋幸治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第6〔一括上程〕

認 第 8 号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

議案第53号 令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第54号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第57号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

- 議長（賀屋幸治） 日程第3、認第8号令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第6、議案第57号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に至る4件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

- 上下水道局長（古賀正則） 認第8号、議案第53号、議案第54号及び議案第57号につきまして、一括して説明申し上げます。

認第8号令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や、減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減等引き続き健全経営に努め、令和2年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は、1,043万359立方メートルで、前年度から21万4,839立方メートル減少しております。

続きまして、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額5億953万530円、支出総額4億405万1,585円で、差し引き1億547万8,945円の純利益となりました。これに令和元年度からの繰越欠損金を加算しますと、令和2年度末の未処理欠損金は8,050万7,736円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額2億1,730万712円、支出総額5億9,514万5,447円で、差し引き3億7,784万4,735円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額381万4,178円、過年度分損益勘定留保資金1億5,085万2,188円、当年度分損益勘定留保資金2億2,317万8,369円で補填いたしました。

以上で、認第8号の説明を終わります。

次に、議案第53号令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和2年度の水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は1億5,851万4,090円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書8ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金に170万円、建設改良積立金に1,650万円をそれぞれ積み立てるものでございます。

続きまして、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少傾向にあります。今年度においては新型コロナウイルス感染症対策による外出控えに伴い、家事用の使用水量が増加し、料金収入は増加していますが、営業収支では依然として営業損失を計上しています。こうした中、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、令和2年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は325万9,329立方メートルで、前年度から6万3,122立方メートル増加しております。

続きまして、建設改良事業でございますが、総額で1億5,444万7,049円を支出いたしました。主な事業としましては、白石一丁目地内排水管改良工事が2,957万3,500円、岩国大竹道路事業に伴う送配水管・工業用水道管移設工事が2,163万8,759円などでございます。

続きまして、経理の状況でございますが、収益的収支は収入総額5億2,927万14円、支出総額4億9,624万2,679円で、差し引き3,297万7,335円の純利益となりました。これに令和元年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和2年度末の当年度未処分利益剰余金は1億5,851万4,090円になります。

続きまして、資本的収支でございますが、収入総額5,890万2,451円、支出総額2億313万8,747円で、差し引き1億4,423万6,296円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,142万6,877円、過年度分損益勘定留保資金1億3,280万9,419円で補填いたしました。

次に、議案第54号令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和2年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は4億5,639万6,944円となりました。この剰余金につきまして、先ほどの水道事業会計と同様に、別冊の決算書82ページ、剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち減債積立金に270万円、建設改良積立金に2,660

万円を積み立てるものでございます。

続きまして、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に処理区域内人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入の減少傾向がありますが、今年度においては家事用の水道使用量が増加したことに伴い、使用料収入は増加しています。しかし、施設の老朽化対策が課題となっており、厳しい経営状況が続いています。こうした中、下水処理場等の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、令和2年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は738万3,078立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は291万4,032立方メートルで、前年度から6万5,698立方メートル増加しております。

続きまして、建設改良事業ですが、総額で2億7,749万6,087円を支出いたしました。主な事業としましては、大竹下水処理場機械電気設備改築更新実施設計業務や、大竹下水処理場共同処理整備基本設計業務などがございます。

続きまして、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額9億6,267万3,257円、支出総額9億956万8,496円で、差し引き5,310万4,761円の純利益となりました。これに令和元年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和2年度末の当年度未処分利益剰余金は4億5,639万6,944円となります。

続きまして、資本的収支でございますが、収入総額1億7,942万347円、支出総額4億8,693万7,739円で、差し引き3億751万7,392円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,471万4,645円、過年度分損益勘定留保資金1億2,246万6,140円、当年度分損益勘定留保資金1億7,033万6,607円で補填いたしました。

最後に、議案第57号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、下水処理場の監視制御システムの更新を行うものでございます。現在、下水処理場の各種設備については、コンピューター及びサーバーで構成する監視制御システムにより運転管理等を行っておりますが、5月頃よりこのシステムに不具合が生じており、下水処理場の運転管理に支障をきたすおそれがあるため、当該監視制御システムの不具合部分を更新するものでございます。

このことにより本年度の業務の予定量の増加が見込まれるため、資本的支出予算の建設改良費を2,000万円増額し、総額を10億9,331万6,000円とするものでございます。

また、資本的支出の増加に対する財源として、資本的収入予算の企業債1,540万円及び、負担金として、和木町からの負担金460万円を増額し、資本的収入の総額を12億203万2,000円とするものでございます。

また、資本的収入のうち企業債の補正に伴い、企業債の限度額を増額しようとするものです。

以上で、認第8号、議案第53号、議案第54号及び議案第57号の説明を終わります。よろ

しく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和2年度大竹市水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算審査の概要を、順次御説明いたします。

審査意見書の説明の前に、意見書の中に3つの重要な財務諸表が出てまいります。

既に御存じだと思いますけれども、簡単に触れておきますと、1つ目の損益計算書は、企業が本業でもうける力を表しております。2つ目の貸借対照表は、資産と負債の関係のバランスを表したもので、借りたお金が、あるいはもうけたお金がどのような資産に変わったのかということを表しております。3つ目のキャッシュフロー計算書は、いわゆる資金繰りや運転資金としてとても大事なキャッシュの量を表したもので、いわゆるお金を貸す金融業から見ると、とても大事な指標となるものであります。

以上のことを御認識いただいた上で、審査意見書の説明に入ります。

審査意見書の1ページをお開きください。

本審査は令和3年5月31日から7月26日までの期間において、関係帳簿類の点検と証票類の照合等を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなど、大竹市監査委員監査基準に準拠して実施いたしました。

審査の結果、決算書その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、その計数は正確で、当年度の経営成績と、当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書ですと4ページをお開きください。

3、経営成績（損益計算書）とあります。この項目に収支の状況を記載しておりまして、併せまして審査資料の36ページ、37ページをお開きください。

その資料3、比較損益計算書とある上段の水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

まず、37ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億2,927万円、それから36ページの借方の総費用は4億9,629万3,000円となっております。総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は3,297万7,000円の黒字決算となっておりますが、前年度と比べますと1,640万4,000円、率にしますと33.2%の減となっております。

続きまして、工業用水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書ですと13ページをお開きください。

3の経営成績（損益計算書）とある項目ですが、収支の状況を記載しております。それから併せて先ほどの審査資料の36ページ、37ページの下段ですけれども、比較損益計算書のところで、工業用水道事業会計の収支というのを示しております。

37ページ下段の貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億953万1,000円、それから36ページの借方の総費用が4億405万2,000円となっております。

総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は1億547万9,000円の黒字決算となっており、前年度に比べますと1,629万7,000円、これも率にしますと18.3%の増となっております。

続きまして、公共下水道事業会計の経営状況でございます。

意見書ですと22ページをお開きください。

3の経営成績（損益計算書）、この項目に収支の状況を記載しておりますが、併せまして、審査資料ですと38ページと39ページをお開きください。その資料4の比較損益計算書に基づいて、公共下水道事業会計の収支を御説明いたします。

39ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益が9億6,267万3,000円、38ページの借方の総費用が9億956万8,000円となっております。

総収益から総費用を差し引きますと、当年度の純利益が5,310万5,000円の黒字決算となっております。これも前年度と比べて1,713万9,000円、率にして24.4%の減となっております。

以上、3事業会計における当年度の経営状況を御説明してまいりましたが、貸借対照表に基づく財務分析やキャッシュフロー計算書など、その他の審査項目につきましては、時間の都合がございますので割愛させていただきます。後ほど御覧いただきたいと思っております。

最後に、意見書の30ページをお開きいただきまして、その4のむすびという欄を御覧ください。

ここでは3事業会計における現状と課題について触れておりますが、急速な人口減少に伴うサービス需要の減少と料金収入の大幅な減少に加えて、老朽化したインフラ資産の更新に伴う投資費用の増大など、本市においても公営企業を取り巻く全国的な流れと同様の傾向を示しているところであり、令和2年12月には経営戦略が策定され、本市の公営企業会計の経営改革に向けての取り組みが始まったところであります。

(4)の総括意見のところを御覧ください。

3事業会計の資産につきましては、いずれも社会基盤を支える重要インフラであって、将来にわたる持続的なサービスの提供が求められます。そのためには更新・改築計画に基づく投資の平準化に取り組むとともに、施設・設備の長寿命化に向けた着実な更新と適正な管理によって、将来を見通した安定的な経営の実現を図ることが必要不可欠であります。

同時に、こうした諸課題を解決するためには、適切な料金体系の確保を含めた財源の裏づけが必要となってくるものと考えます。

本市においても、適正な料金水準の見直しのための市民に対する説明は、欠かせない前提条件となります。今後も引き続き経営比較分析を的確に行うとともに、3事業会計の経営戦略に示されたとおり、進捗管理と見直しを着実にを行い、その根拠となるデータを市民に広く示すなど、これまで以上に丁寧な説明に取り組むことを要望したところでございます。

以上で、簡単ではございますが、各事業会計の決算審査の説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

認第8号から議案第57号に至る4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7～日程第9〔一括上程〕

議案第47号 監査委員の選任の同意について

議案第48号 公平委員会委員の選任の同意について

議案第49号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（賀屋幸治） 日程第7、議案第47号監査委員の選任の同意についてから、日程第9、議案第49号教育委員会委員の任命の同意についてに至る3件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を受けます。

市長。

○市長（入山欣郎） 議案第47号から議案第49号までの3件につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第47号監査委員の選任の同意について御説明申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任することとなっております。

この監査委員のうち、識見を有する者の中から選任いたしておりました薬師寺基夫氏が、12月11日をもって任期満了となります。薬師寺氏は、平成29年12月12日から大竹市監査委員としてその職務に精励され、人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、市議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第48号公平委員会委員の選任の同意について御説明申し上げます。

御承知のように、公平委員会は、地方公務員法で3人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。この委員のうち、西岡順子氏が令和3年10月25日をもって任期満了となります。西岡氏は平成29年10月26日から公平委員会委員として、その職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第49号教育委員会委員の任命の同意について御説明申し上げます。

御承知のように、教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたびこの委員のうち、小城和之氏が9月30日をもって任期満了となります。小城氏は、令和2年7月1日から教育委員会委員としてその職務に精励され、経験・人格・識見とも委員として申し分のない方でございますので、引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第47号から議案第49号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意

賜りますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第47号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第48号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号はこれに同意することに決しました。

続いて、議案第49号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第11〔一括上程〕

議案第50号 大竹市認定こども園設置条例の制定について

議案第51号 大竹市子育て支援センター条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第10、議案第50号大竹市認定こども園設置条例の制定について及び日程第11、議案第51号大竹市子育て支援センター条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第50号及び議案第51号につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案第50号大竹市認定こども園設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、大竹市公立保育所等再編における小方地区新施設整備事業として、市役所庁舎敷地内に現在建設しております新施設に、大竹市立立戸保育所となかはま保育所を移転統合し、令和4年4月1日から、新たに大竹市認定こども園として設置することに伴い、本条例を制定するものでございます。

それでは、条例の内容について説明いたします。

第1条は、設置目的を規定しております。第2条は、認定こども園の名称を小方認定こども園とし、施設の位置及び類型を規定しております。第3条は、園長その他の必要な職員の配置について、第4条は、認定こども園で実施する事業について、第5条から第7条については、定員、開園時間、休園日を規定しております。第8条から第10条は、入園の資格、入園の承諾、入園の制限を規定しております。第11条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、第1項は、本条例の施行期日を令和4年4月1日とし、第2項は、準備行為として、認定こども園への入園に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は施行前に実施できることを、第3項は、本条例の制定に伴い、大竹市保育所設置条例から立戸保育所及びなかはま保育所を削除し、また、第4項は、大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例から、大竹市認定こども園も対象となるよう、必要な改正を行います。

次に、議案第51号大竹市子育て支援センター条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市役所庁舎敷地内に現在新設中の新施設に、立戸保育所となかはま保育所を移転統合する大竹市認定こども園の設置のほか、大竹市子育て支援センターを移転するため、大竹市子育て支援センターの位置を、大竹市立戸一丁目8番5号から、大竹市小方一丁目11番1号に改めるものでございます。

施行期日は令和4年4月1日としております。

以上で、議案第50号及び議案第51号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） この議案第50号に関しましては、本会議場で質疑をさせてもらうというのを申し出て、通告用紙までいただいたんですが、議長のほうに届けを出さずじまいで申し訳ないと思っておりますが、改めて許可をいただきましたので、よろしく申し上げます。

それで、私がこの場でお伺いを兼ねて、大竹市として近隣市町に比較すれば、すぐれた保育行政の一環としての内容を維持しながら今日に至っているという、歴史を踏まえた質問をさせていただきますので、御答弁のほうよろしくをお願いします。

その第1は、国の基準にすぐれて保育士の配置、処遇のあり方、第2は、施設のスペースが、国の補助基準を超えて、これまでスペースが確保されてきておるといふ実績が、歴史的にもございます。そうしたことが、今回のこの新たに建設されている過程ではございますが、議案第50号に関わる内容として、維持・強化される方向で取り組まれているのかどうか。それとも国の補助基準どおり、スペースについても、保育士の配置についても、処遇についても後退をするということになるのか、その辺のことを、この場で明らかにしてもらいたいと思うんですが、できれば私は二階堂市政以来維持し続けられてきた保育行政の優れた部分、国の基準を超えた措置については、維持・強化を図ることはあっても後退はさせないという取り組みをぜひお願いしたいと思うので、そこらあたりのお考えなり、建設中ではございますが、その取り組みについて説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（賀屋幸治） 山本議員、急な質疑なものですから、用意がされてないかとは思いますが、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） すみません、ではお答えしたいと思います。

通告していただいてなかったものですから、少し古いデータが、手元にありましたので、そのことについてお答えさせていただきます。

まず、職員数についてですけれども、すみません、古いデータで申し訳ないんですが、平成29年の必要人数、国の基準及び配置人数、現実的な配置人数を比較いたしますと、市全体の合計で、職員数で必要だとみなされているものが39.5なんですけれども、大竹市では配置人数45.5ということで、配置の基準は当然満たしているという状況で、先ほど言われたように、職員数はある程度余裕を持って組んでいるという状況でございます。

それから、現在建設中の施設でございますけれども、当然さまざまな規定とか国の基準等がございます。そういった基準を満たしたもので建設しているということで、御理解いただければと思いますので、すみません、今、そのデータについて手元に詳細を持っておりませんので、そういうことで、基準をクリアした上で建設を進めておるということで、御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（賀屋幸治） 山本議員。詳しいデータ等は今ないということなんで。その旨よろしくをお願いします。

○16番（山本孝三） 要は、大竹市の一貫した、次の世代を担う子供たちに対する、あるべき行政の姿勢を崩さないように、維持・強化・発展を願っての質問でございますので、そのところを御理解いただきまして、鋭意、国の基準を超えた、近隣市町に負けない保育行政を進めてもらいたいということ、くどいようですが、重ねてお願いをしておきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（賀屋幸治） 趣旨はよく伝わっておりますので、よろしくお願ひします。  
他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第50号及び議案第51号は、生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第12 議案第52号 大竹市税条例等の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 日程第12、議案第52号大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 議案第52号大竹市税条例等の一部改正について説明申し上げます。

令和3年度地方税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものです。

主な改正点として、個人の市民税関係が2点、固定資産税関係が2点ございます。

まず、個人の市民税に関する改正点です。

1点目として、国外居住親族の扶養控除についてです。原則として、対象となる扶養親族から、30歳以上70歳未満の国外居住者を除くこととされました。これに伴い、令和6年度以降の個人住民税の均等割及び所得割の非課税限度額について、基準の判定に用いる扶養親族の範囲を、扶養控除と同様に取り扱うものでございます。

2点目として、納税義務者または生計を同一にする親族が、特定の一般用医薬品等を購入した場合に適用される、医療費控除の特例についてです。

令和5年度分以降において、対象品を見直すとともに、適用期間を5年延長し、令和9年度分までにするものです。

次に、固定資産税に関する改正点です。

1点目として、浸水被害防止及び軽減のため、令和6年3月31日までに、市長等の認定を受けて、民間事業者などが整備する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置が創設されました。

課税標準を3分の1を基準として、6分の1以上2分の1以下の範囲で条例に定めるところとされておりますが、現在本市には、特定都市河川の指定はございません。そのため参酌基準どおり、価格の3分の1と規定をいたしました。

2点目として、中小事業者等の先端設備等への課税標準の特例措置についてです。

根拠法が生産性向上特別措置法から、中小企業等経営強化法に変わったことに伴う改正とともに、適用期間を2年延長し、令和5年3月31日までとしています。

また、第2条では法人税法における連結納税制度の見直しに伴う令和2年条例の改正規定について、地方税法の改正による引用条項の整理を行っています。

最後に、附則第1条に施行期日を、第2条に経過措置を規定しています。

以上で、議案第52号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第52号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第55号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第56号 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（賀屋幸治） 日程第13、議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）及び日程第14、議案第56号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）及び議案第56号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、25ページからの議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億6,417万1,000円を追加し、予算総額を159億1,488万8,000円にするとともに、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により32ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費は、1億8,915万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金1億8,725万円を計上し、経年劣化している本町2丁目集会所の塀等撤去に要する経費として、集会所塀等解体撤去工事440万円を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業に要する経費を減額するものでございます。

第3款民生費は、6,360万8,000円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、複合的相談支援体制の構築を行うため、重層的支援体制移行業務委託料等を525万円、介護療養型医療施設が令和6年3月31日で廃止されることに伴い、介護医療院への転換費用として、地域医療介護総合確保事業補助金5,602万8,000円を計上するものでございます。

第8款土木費は875万円を増額するものでございます。内容といたしましては、廿日市市・大竹市間道路整備負担金を470万円、旧穂仁原小学校跡地利用に係る設計業務等委託料等を405万円計上するものでございます。

第9款消防費は、6万7,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、河川監視カメラシステムの更新のための経費347万2,000円を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業等に要する経費を減額するものでございます。

第10款教育費は、227万円を減額するものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により今後予定されている小学校及び中学校の修学旅行が延期・中止となった場合に、保護者の負担が生じないように、キャンセル料として補償金377万7,000円を計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業等に要する経費を減額するものでございます。

第11款災害復旧費は、8月の豪雨により災害復旧が必要な箇所が確認されたため、測量設計業務委託料500万円を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、30ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は、歳出に計上しております事業に対する国庫補助金758万円を計上するものでございます。

第16款県支出金は、歳出に計上しております事業に対する県補助金5,602万8,000円を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について、地方創生事業基金の繰り入れ及び財政調整基金による財源調整を行うものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により事業が中止となったことに伴い、教育環境充実基金繰入金の減額をするものでございます。

第20款繰越金は、前年度決算剰余に係る繰越金として、440万円を計上するものでございます。

第21款諸収入は、1億8,718万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宮島ボートレース企業団からの配分金を1億8,725万円計上するものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった事業等に係る収入を減額するものでございます。

第22款市債は、歳出予算の事業の執行見込み等にあわせて420万円を増額するものでございます。

28ページの第2表債務負担行為の補正は、河川監視カメラシステムについて、5年間のライセンス使用料等を含めた契約をできるようにするため、債務負担行為を設定するものでございます。

第3表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について

変更するものでございます。

以上が、議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

次に、37ページからの議案第56号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,089万7,000円を追加し、予算総額を26億3,077万8,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を1,089万7,000円計上し、歳入として前年度繰越金を計上するものでございます。

以上で、議案第55号及び議案第56号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第55号は総務文教委員会に、議案第56号は生活環境委員会に付託をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第16 〔一括上程〕

議案第58号 大竹市議会会議規則の一部改正について

議案第59号 大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について

○議長（賀屋幸治） 続けて行います。

日程第15号、議案第58号大竹市議会会議規則の一部改正について及び日程第16、議案第59号大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、山崎年一議員。

○議会運営委員長（山崎年一） 議案第58号及び議案第59号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第58号大竹市議会会議規則の一部改正についてでございますが、女性を初めとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、本会議や委員会への欠席事由として、育児・看護・介護等を明文化するとともに、出産について産前産後期間にも考慮した規定の整備を図るほか、行政手続において原則として押印を廃止する政府の動向を踏まえ、市議会に対する請願への署名・押印の見直しについて、全国市議会議長会の標準市議会会議規則が改正されたことに伴い、大竹市議会会議規則中、会議及び委員会への欠席及び請願者の記載事項等の規定の一部を改正するものでございます。また、令和元年9月定例会から、タブレット端末の本格運用への移行に伴い、情報通信機器の使用についての規定を新たに加えるものでございます。



施行期日は公布の日としております。

続きまして、議案第59号大竹市議員報酬等の特例に関する条例の一部改正についてでございます。

大竹市議会会議規則の一部を改正することに伴いまして、出産を事由として議員活動を長期間休止する欠席の届けがされた場合、議員報酬等の減額の適用を除外するよう改めるものでございます。

こちらの施行期日も公布の日としております。

以上で、議案第58号及び議案第59号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。よって、本2件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第58号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第59号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 令和3年請願第3号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての

### 請願

○議長（賀屋幸治） 日程第17、令和3年請願第3号、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

令和3年請願第3号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月11日から9月23日まで13日間休会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月23日までの13日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際御通知申し上げます。

この後、午後1時半から、正副委員長互選のため、第1委員会室において、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、その終了後、広報広聴特別委員会を開会いたします。

また、9月13日は午前10時から総務文教委員会、9月14日は午前10時から生活環境委員会、9月15日は午前10時から基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員会、また、9月17日は午前10時から議会運営委員会が、それぞれ第1委員会室で開催されます。

ただいま御出席の各位には、特に書面による通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

9月24日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による通知は行いません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

12時08分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月10日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 寺岡 公章

大竹市議会議員 山本 孝三